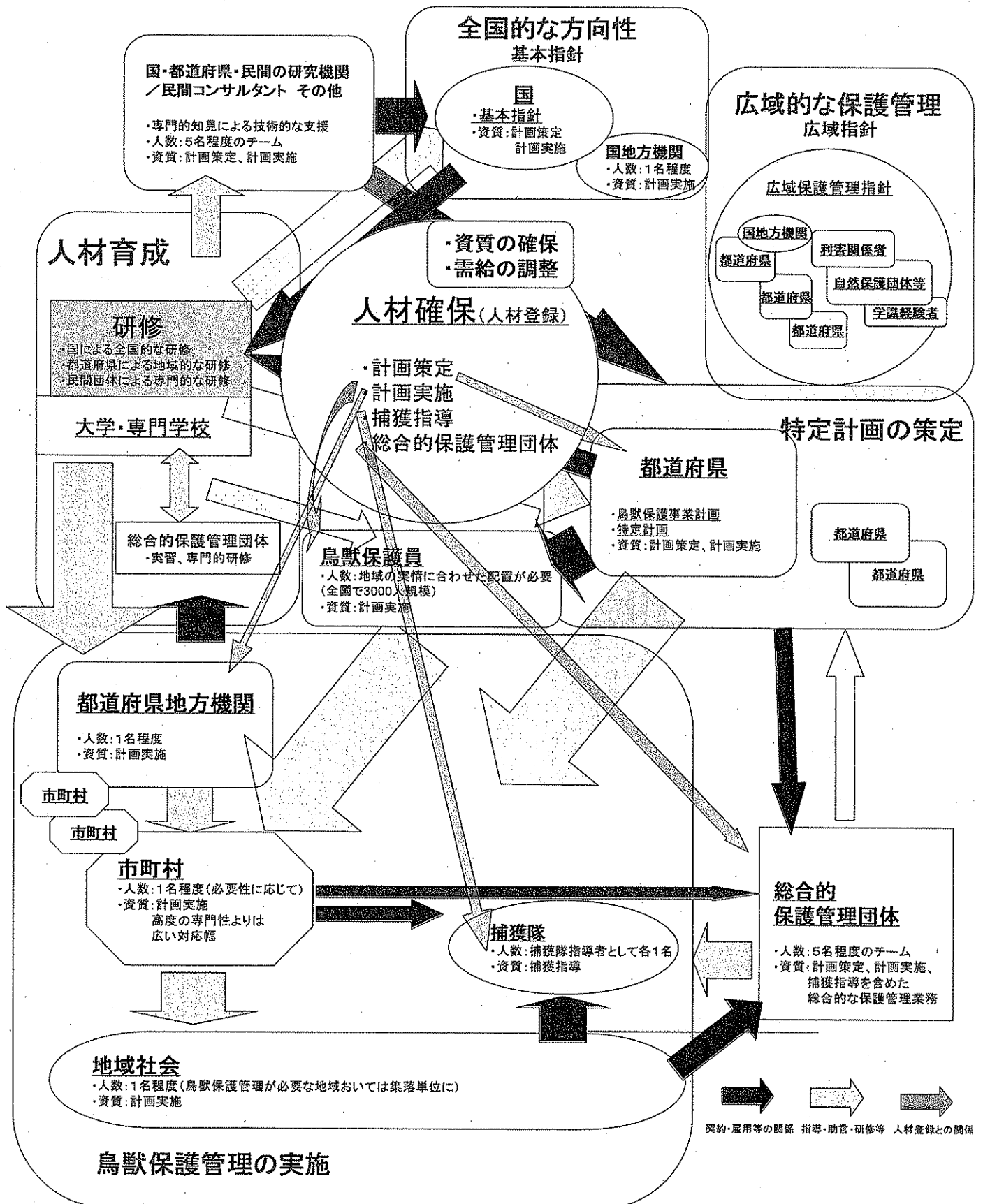


人材育成の視点からの鳥獣保護管理に関する方向性
第2回人材育成ワーキンググループ(平成18年8月8日(火)) 資料

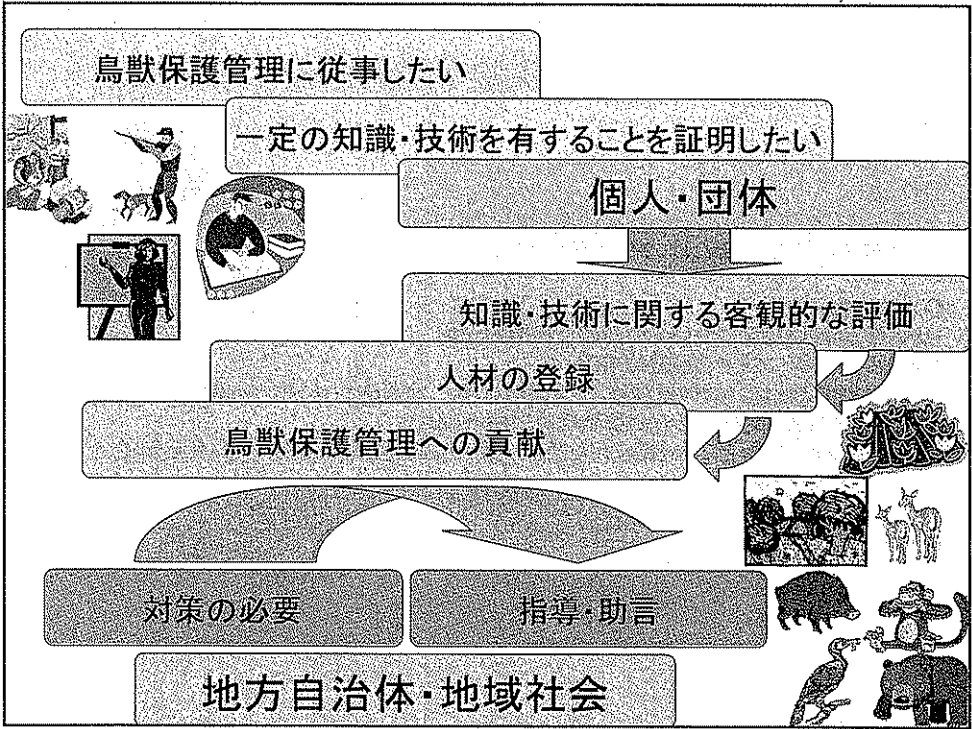
資料 1-3 参考①



人材を確保する仕組みの方向性について

第2回人材育成ワーキンググループ(平成18年8月8日(火)) 資料

第2回人材育成ワーキンググループ(平成18年8月8日(火)) 資料



確保する人材

(1) 鳥獣保護管理に関する計画策定

○役 割

特定鳥獣保護管理計画等の鳥獣保護管理に関する計画の策定、または、策定の際に専門的な知見からの助言・指導等を行う人材。

○求められる資質

- ・鳥獣保護管理に関する高度な専門的知識・技術
- ・鳥獣の生息状況等に関する調査技術
- ・鳥獣保護管理制度に関する理解
- ・調査結果の評価及び対応の検討に係る知識
- ・関係する利害関係者との合意形成に係る知識
- ・計画の策定、策定に関する助言・指導等に係る知識

活用の方向

○特定鳥獣保護管理計画の策定等

- ・検討会等の委員として、登録者を積極的に任用。

○特定鳥獣保護管理計画を策定する際の調査やモニタリング

- ・業務委託等において登録者の活用を推進。

確保する人材

(2) 鳥獣保護管理に関する計画実施

○役 割

特定鳥獣保護管理計画等の鳥獣保護管理に関する計画に基づく地域における鳥獣保護管理事業の実施、または、実施に関する助言・指導等を行う人材。

○求められる資質

- ・鳥獣保護管理制度についての高度な専門的知識
- ・鳥獣の生態等に関する基礎的知識
- ・鳥獣保護管理事業(個体数調整、生息環境管理、被害防除)に関する専門的知識・技術
- ・実施に係る利害関係者との合意形成等に係る知識
- ・計画の内容の理解とこれを踏まえた実施、実施に関する助言・指導等に係る知識

活用の方向

○市町村・地域社会での鳥獣保護管理に関する助言・指導等の充実

- ・鳥獣の生息及び被害の状況等を基にした、地域レベルでの鳥獣保護管理等(被害対策を含む)の目標設定、実施計画の策定に関する助言・指導等に活用。
- ・加害個体の特定に関する調査等、適切な捕獲や錯誤捕獲の防止等の効果的な実施に向けた助言・指導等に活用。
- ・里地里山の管理や、誘引物の除去、電柵の設置など、鳥獣被害に強い地域づくりや生息環境管理に関する助言・指導等。地域における合意形成のための調整役に活用。

○行政職員、特に市町村職員の資質の向上

鳥獣保護管理における市町村の役割が重要性を増している状況を踏まえ、都道府県から市町村に捕獲許可権限を委譲する際には、市町村における担当職員について、本制度の登録者を充てることを推奨。

○鳥獣保護員の資質の向上

鳥獣保護員を採用する際に、専門的知見を有する者として本制度の登録者からも採用することを推奨。

○事業実施者の質の確保

鳥獣保護管理事業を民間事業者が実施する場合に、業務委託等において登録者の活用を推進。

確保する人材

(3) 捕獲等の指導

○役 割

特定鳥獣保護管理計画等の鳥獣保護管理に関する計画に基づく適切な捕獲等の実施、または、捕獲等の指導等を行う人材。

○求められる資質

- ・鳥獣の生態や生息環境、管理手法等に関する基礎的な知識
- ・鳥獣保護管理制度についての理解
- ・計画の内容の理解を踏まえた効果的な捕獲等の実施、捕獲等の指導に係る資質
- ・学習放獣の実施に関する知識や技術、実施にあたっての関係する利害関係者の合意形成等に係る資質

活用の方向

○捕獲隊指導者の資質の向上

捕獲隊のリーダーには、登録者を指名することを推奨。

確保する人材

(4) 総合的保護管理団体

○役 割

鳥獣保護管理に関する計画の策定、実施、または、それぞれについての助言・指導等について、地方自治体等の委託等により総合的に実施する団体。

○求められる資質等

・鳥獣保護管理に係る計画策定から事業実施までの上記(1)～(3)に関する専門的な知見を有し、地方自治体等の委託等により総合的な実施を行う人材を確保している団体。
(会社組織、公益法人、NPO等)。

活用の方角

○総合的な保護管理

鳥獣保護管理に関する専門家や狩猟者の確保が困難な地域では、鳥獣保護管理事業を総合的に取り組む事業者として、登録団体に委託することを推奨。

人材確保の仕組み

登録を希望する人材等

審査委員会による資質等の評価

・論文等による評価
・面接による評価

等

何れの場合も、狩猟免許
の所持が望ましい。

資質等に関する客観的な証明

・所属団体等からの推薦書(1)(4)
・専門的な教育を受けていることの証明(1)(2)(4)
・経験年数の証明(1)～(4)
・指定講座等の受講証明(1)～(4) 等

審査委員会による資質等の評価

・面接による評価

人材等の登録

